

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 26 日（金）第2901号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○歳入の徴収事務の委託（2件）	（生活・文化課取扱い）	1
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い）	2
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い）	2
○保安林の指定（4件）	（森づくり推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	5
○計量器の定期検査の実施（2件）	（商工政策課取扱い）	5
○土地改良区の役員の就退任の届出（2件）	（農地整備課取扱い）	7
○土地改良区の定款の変更の認可（2件）	（農地整備課取扱い）	8
○団体営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い）	8
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）	（農地整備課取扱い）	8
○平成25年度地籍調査事業計画の公表	（農地保全課取扱い）	9
○基本測量の終了	（監理課取扱い）	10
○公共測量の終了（3件）	（監理課取扱い）	10
○土地区画整理事業の換地処分	（都市計画課取扱い）	11
○歳入の収納事務の委託（2件）	（建築課取扱い）	11
	（交通規制課取扱い）	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	11

公

告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い）	12
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	12
○競争入札の参加者の資格に関する公告	（管財課取扱い）	12
○一般競争入札公告（2件）	（管財課取扱い）	14

告

示

鹿児島県告示第511号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号
株式会社芙蓉商事

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）別表に定める駐車場使用料

2 委託の相手方

鹿児島市西田三丁目10番25号
東洋警備株式会社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第513号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8219	平成25年 4月16日	映 画	吉沢明歩 したくてしたくて	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8220			人妻三十九歳 不倫同窓会	新日本映像		
8221			奴隷人妻 恥辱のあえぎ	オーピー映画		
8222			美人捜査官 中までさわる	新東宝映画		
8223			若妻の性欲 だらしない肢体	新日本映像		
8224			三十路義母 背徳のしたたり	オーピー映画		
8225			欲情人妻姉妹	新東宝映画		
8226			未亡人 男と女がいる限り	新東宝映画		
8227			喪服令嬢 いたぶり淫夢	オーピー映画		

鹿児島県告示第514号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24811	平成25年 4月16日	雑 誌	mini SUGAR 5月号 18425-05	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24812			mini Berry vol. 8 18426-05	秋水社		
24813			恋愛天国パラダイス 5月号 09675-5	竹書房		
24814			無敵恋愛エスガール	ぶんか社		

		5月号	08577-5		
24815		恋愛チェリーピンク		秋田書店	
		5月号	17744-5		
24816		COMIC 快樂天		ワニマガジ ン社	
		5月号	13877-5		
24817		コミックホットミルク		コアマガジ ン	
		5月号	13941-05		
24818		アクションピザッツDX		双葉社	
		5月号	11463-5		
24819		実録四十路妻専科		一水社	
		5月号	05191-5		
24820		完熟ものがたり		茜新社	
		vol.10	03872-04		

鹿児島県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市隼人町松永字竹山2125番，2128番，2131番1，2142番1，2142番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分重久字藤ヶ久保5615番1，5665番4，5666番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市霧島田口字橋口196番4, 196番5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
始良市上名字宮尾687番2・687番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、731番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はびね国分	霧島市国分中央六丁目21番13号	株式会社ケア・リンク	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	昆野 仁	平成25年4月30日	特定施設入居者生活介護
はびね隼人	霧島市隼人町姫城1050-1	株式会社ケア・リンク	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	昆野 仁	平成25年4月30日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はびね国分	霧島市国分中央六丁目21番13号	株式会社ケア・リンク	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	昆野 仁	平成25年4月30日	介護予防特定施設入居者生活介護
はびね隼人	霧島市隼人町姫城1050-1	株式会社ケア・リンク	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	昆野 仁	平成25年4月30日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第521号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成25年5月28日	10：30～11：30	瀬戸内町	篠川地区振興センター
平成25年5月28日	13：00～14：00	瀬戸内町	清水公園体育館
平成25年5月28日	14：30～16：00	瀬戸内町	阿木名公民館
平成25年5月29日	9：00～10：00	瀬戸内町	生間待合所
平成25年5月29日	11：00～14：00	瀬戸内町	瀬相待合所
平成25年5月30日	10：00～15：00	瀬戸内町	瀬戸内町中央公民館
平成25年5月31日	10：00～15：00	瀬戸内町	瀬戸内町中央公民館
平成25年6月4日	10：30～12：00	宇検村	阿室いこいの家
平成25年6月4日	13：30～15：00	宇検村	名柄公民館
平成25年6月5日	10：30～11：30	宇検村	久志公民館
平成25年6月5日	13：00～15：30	宇検村	元気の出る館
平成25年6月6日	10：00～12：00	大和村	大和村老人福祉センター
平成25年6月6日	13：30～15：00	大和村	大和村中央公民館
平成25年6月7日	10：00～15：00	大和村	大和村中央公民館

平成25年6月11日	10：00～12：00	龍郷町	円公民館
平成25年6月11日	13：30～15：00	龍郷町	赤尾木公民館
平成25年6月12日	10：00～15：00	龍郷町	龍郷町中央公民館
平成25年6月13日	10：00～15：00	龍郷町	龍郷町中央公民館
平成25年6月18日	9：30～12：00	喜界町	白水町民集会所
平成25年6月18日	13：00～16：30	喜界町	喜界町体育館
平成25年6月19日	9：00～16：30	喜界町	喜界町体育館
平成25年6月26日	10：00～15：00	奄美市	節田生活館
平成25年6月27日	10：00～12：00	奄美市	笠利三区公民館
平成25年6月27日	13：30～15：00	奄美市	笠利中央公民館
平成25年6月28日	10：00～15：00	奄美市	笠利中央公民館
平成25年7月2日	10：00～12：00	奄美市	東城児童館
平成25年7月2日	13：30～15：00	奄美市	市集会場
平成25年7月3日	10：00～15：00	奄美市	住用中央公民館
平成25年7月8日	10：00～11：30	奄美市	根瀬部地区集会場
平成25年7月8日	13：00～15：00	奄美市	知名瀬地区集会場
平成25年7月9日	10：00～12：00	奄美市	小宿地区集会場
平成25年7月9日	13：30～15：00	奄美市	朝仁児童館
平成25年7月10日	10：00～12：00	奄美市	名瀬勝地区集会場
平成25年7月10日	13：30～15：30	奄美市	西仲勝地区集会場
平成25年7月11日	10：00～11：30	奄美市	芦花部地区集会場
平成25年7月11日	13：00～15：30	奄美市	有屋町集会場
平成25年7月12日	10：00～12：00	奄美市	大島支庁計量検定センター
平成25年7月12日	13：30～15：30	奄美市	奄美市地方卸売市場
平成25年7月16日	9：30～15：30	奄美市	奄美自治会館
平成25年7月17日	9：30～15：30	奄美市	奄美自治会館
平成25年7月18日	9：30～15：30	奄美市	奄美自治会館
平成25年7月19日	9：30～15：30	奄美市	奄美自治会館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成25年5月28日から平成26年2月28日までとする。

鹿児島県告示第522号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により，特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日，区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成25年6月3日	10：00～12：00	いちき串木野市	生福交流センター
平成25年6月3日	13：30～15：00	いちき串木野市	羽島交流センター
平成25年6月4日	10：00～15：00	いちき串木野市	いちきアクアホール
平成25年6月5日	10：00～15：00	いちき串木野市	照島交流センター
平成25年6月6日	10：00～15：30	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター

平成25年6月7日	10:00～15:30	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
-----------	-------------	---------	-----------------

- 2 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり，分銅及びおもり
- 3 指定定期検査機関の名称
一般社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他
特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成25年6月3日から平成26年2月28日までとする。

鹿児島県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，鹿児島市松元土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 - 理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 - 理事 池田 哲郎 鹿児島市上谷口町769番地2
 - 理事 坂之上利治 鹿児島市直木町2975番地
 - 理事 東 和實 鹿児島市上谷口町4257番地
 - 理事 吉満 隆行 鹿児島市直木町2966番地1
 - 理事 吉村 孝志 鹿児島市四元町1527番地
 - 理事 原口 廣隆 鹿児島市直木町4104番地1
 - 理事 上四元正昭 鹿児島市四元町839番地1
 - 理事 中園 幸一 鹿児島市入佐町202番地2
 - 理事 有村 盛生 鹿児島市福山町2042番地7
 - 監事 益山 力 鹿児島市上谷口町3149番地
 - 監事 吉村 善市 鹿児島市四元町1601番地4
 - 監事 川路 護 鹿児島市入佐町666番地

（任期 平成25年4月1日から平成29年3月31日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 - 理事 池田 哲郎 鹿児島市上谷口町769番地2
 - 理事 吉村 善市 鹿児島市四元町1601番地4
 - 理事 吉満 隆行 鹿児島市直木町2966番地1
 - 理事 九万田澄男 鹿児島市入佐町134番地
 - 理事 原口 廣隆 鹿児島市直木町4104番地1
 - 理事 坂之上利治 鹿児島市直木町2975番地
 - 理事 川路 護 鹿児島市入佐町666番地
 - 理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 - 理事 東 和實 鹿児島市上谷口町4257番地
 - 理事 吉村 孝志 鹿児島市四元町1527番地
 - 監事 吉永 行雄 鹿児島市直木町4376番地
 - 監事 益山 力 鹿児島市上谷口町3149番地
 - 監事 上四元正昭 鹿児島市四元町839番地1

鹿児島県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，湧水町栗野土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 福島 昌信 始良郡湧水町北方2133番地
理事 赤谷 四男 始良郡湧水町北方2258番地
理事 宮園 俊彦 始良郡湧水町北方2018番地
理事 綾織 慎夫 始良郡湧水町木場2871番地 2
理事 吉永 富夫 始良郡湧水町北方1716番地
理事 祝田 京一 始良郡湧水町米永878番地
理事 牧野 春美 始良郡湧水町木場2730番地
理事 森山 和泉 始良郡湧水町田尾原123番地
理事 黒田 篤雄 始良郡湧水町米永1501番地
監事 山下 雄造 始良郡湧水町木場2501番地
監事 小屋敷一男 始良郡湧水町北方1808番地
監事 田中 護 始良郡湧水町田尾原72番地 1
(任期 平成25年4月1日から平成29年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 福寿 光男 始良郡湧水町北方2237番地 3
理事 赤谷 四男 始良郡湧水町北方2258番地
理事 宮園 俊彦 始良郡湧水町北方2018番地
理事 山下 和雄 始良郡湧水町木場905番地
理事 吉永 富夫 始良郡湧水町北方1716番地
理事 祝田 京一 始良郡湧水町米永878番地
理事 瀧山 北義 始良郡湧水町木場2489番地 1
理事 森山 和泉 始良郡湧水町田尾原123番地
理事 黒田 篤雄 始良郡湧水町米永1501番地
監事 山下 雄造 始良郡湧水町木場2501番地
監事 小屋敷一男 始良郡湧水町北方1808番地
監事 田中 護 始良郡湧水町田尾原72番地 1

鹿児島県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年4月12日付で鹿児島市郡山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年4月3日付で曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区牟礼谷換地区の換地計画に係る換地処分は、平成25年4月15日に行われた。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第528号

土地改良事業特殊農地保全整備（農業用排水施設整備）藤野原地区の工事は、昭和52年3

月31日に完了した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第529号

土地改良事業特殊農地保全整備（農道整備）藤野原地区の工事は、昭和52年3月31日に完了した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第530号

土地改良事業特殊農地保全整備（区画整理）藤野原地区の工事は、昭和50年3月28日に完了した。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第531号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、伊敷町、千年一丁目、千年二丁目及び緑ヶ丘町の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
鹿屋市	鹿屋市池園町、萩塚町、名貫町、北田町、大手町、西大手町、永野田町、共栄町、向江町及び輝北町上百引の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
指宿市	指宿市東方、十町、十二町及び西方の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
西之表市	西之表市西之表及び安城の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
垂水市	垂水市二川、牛根境及び高城の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
薩摩川内市	薩摩川内市入来町副田の一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
南さつま市	南さつま市片浦及び赤生木の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
奄美市	奄美市笠利町大字川上、笠利町大字用、笠利町大字節田、笠利町大字和野、名瀬大字知名瀬、名瀬大字小湊、住用町大字市、住用町大字見里、住用町大字川内及び住用町大字石原の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
錦江町	錦江町神川及び田代麓の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
南大隅町	南大隅町佐多馬籠、佐多伊座敷、根占川北、根占川南及び根占山本の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
肝付町	肝付町新富、富山、前田及び宮下の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
中種子町	中種子町納官及び牧川の各一部	平成25年4月1日から

		平成26年3月31日まで
南種子町	南種子町島間，平山及び中之上の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
大和村	大和村思勝，名音及び大和浜の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
宇検村	宇検村屋鈍，平田及び佐念の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
瀬戸内町	瀬戸内町久慈，古仁屋，西古見，篠川，古志， 瀬相，阿木名及び伊須の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
龍郷町	龍郷町安木屋場，久場，瀬留及び浦の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
喜界町	喜界町湾，中里，赤連，池治，中間，中熊，坂 嶺及び赤連の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
徳之島町	徳之島町下久志及び轟木の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
天城町	天城町松原，天城及び浅間の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
伊仙町	伊仙町伊仙，木之香及び馬根の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
知名町	知名町余多，屋者，芦清良，黒貫，瀬利覚，竿 津，田皆及び赤嶺の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第532号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成24年3月13日鹿児島県告示第304号で告示した基本測量の実施は，平成25年3月31日終了した旨の通知があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局長から平成24年8月21日鹿児島県告示第964号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月15日終了した旨の通知があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局長から平成24年9月14日鹿児島県告示第1040号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月15日終了した旨の通知があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局長から平成24年8月21日鹿児島県告示第965号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月15日終了した旨の通知があった。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第536号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、奄美市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理事業の名称
名瀬都市計画事業大熊土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成25年 4 月 5 日

鹿児島県告示第537号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの
- 2 委託の相手方
東京都港区芝浦三丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成25年 4 月 1 日から同月30日まで

鹿児島県告示第538号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
鹿児島市金生町7番18号
株式会社宮生企画
- 3 委託期間
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで

大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 26 日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共同生活援助・共同生活介護太陽の丘	鹿屋市今坂町12560-1	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405-47	郷原 建樹	平成25年4月1日	共同生活介護・共同生活援助

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年4月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターニシムタ上川内店
薩摩川内市御陵下町字公佛3226番 外12筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年12月3日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年12月3日

3 意見の概要

本届出のうち、大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づく「大規模小売店舗の名称の変更」については、支障はない。

また、同法同条第2項に基づく「駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更」については、騒音の発生、廃棄物の処理・運搬への影響の変化はないものと考えられるが、店舗新設時の説明会において、駐車場への出入口に関する道路交通への影響等についての不安の声が出されていたので、円滑な道路交通の確保及び交通安全に引き続き努め、周辺住民の良好な生活環境の維持を図ること。

なお、万一周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分中央一丁目1989番7, 1989番11, 1989番12, 1989番13, 1989番14, 1997番4, 1997番5, 1997番6, 1997番7, 1997番8, 1997番9, 1997番10, 1997番11, 2000番及び2003番
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 霧島市国分中央一丁目1989番7及び2003番の一部
公園 霧島市国分中央一丁目2003番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
霧島市国分中央五丁目4番5号
有限会社岩重商事
代表取締役 岩重守泰
霧島市国分中央四丁目9番25-10号
岩重知子

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な

資格等について、次のとおり公告する。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

蓄電池装置の賃貸借 一式

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）に基づき知事が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第2条第5号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 調達をする特定役務の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 所定の誓約書

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

カ 直前1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人にあつては、直近の所得税確定申告書の写し）

キ 所定の有資格職員名簿及びそれを証する書類

ク 競争入札に参加しようとする業務について許可、認可等を必要とする場合にあつては、その許可、認可等を受けていることを証する書類

ケ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成25年4月26日から同年5月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 3の(1)のクの許可、認可等を受けていない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 資格審査要綱第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消された者で、その処分の日から2年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると決定された日から平成25年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等の名称及び数量

蓄電池装置の賃貸借 一式

(2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月26日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

平成26年1月1日から平成33年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年4月26日鹿児島県公報第2901号の2 登載）により示した蓄電池装置の賃貸借一式に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年5月21日午後3時までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年6月5日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年6月6日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㉠ 交付場所 (2)に同じ。
㉡ 交付期限 平成25年5月21日午後3時
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所
ア 日時 平成25年5月10日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(6)のイの(㉡)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease of ; Valve Regulated Lead-Acid Stationary Batteries System,1Set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
26 December 2013
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 5 June 2013
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3800
FAX 099-286-5641

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
オフィスソフト 882ライセンス
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年6月6日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年6月6日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Office software 882 Licenses

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 6 June 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643